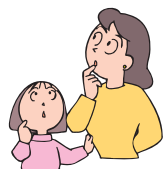




Q何でそんなことをする必要あるの？

Aこの法律はカビや残留農薬に汚染された事故米が不正に流通した08年の事故米問題を発端にしています。衛生上の問題が起きたときに流通ルート特定するのが狙いの一つ。もう一つは当時、消費者が知らない間に外国産のミニマムアクセス(最低輸入機会)米が加工品などに使われていたことから、きちんと米の産地を伝えて消費者に選択肢を提供して、不正表示や食品事故の防止につなげる狙いがあります。



きちんと米の産地を伝えて消費者に選択肢を提供して、不正表示や食品事故の防止につなげる狙いがあります。



7月1日より米トレサビリティ法がスタートしました



Qたくさん加工品を作っているところは表示を変えるのに手間が掛かりそう。

7月から始まるんじゃない大変。

A施行は7月1日ですが、全部の米が7月から適用になるわけではありません。産地情報の伝達は農家を起点にしていますから、7月以降農家から出荷されたものが対象になります。したがって、実質的には11年産米から新しい法律が適用されることになります。



6月24日、本店にて各地域の直売所関係者を対象に説明会を開催。

Q農家レストランをやっていますが、何をすればいいのですか？



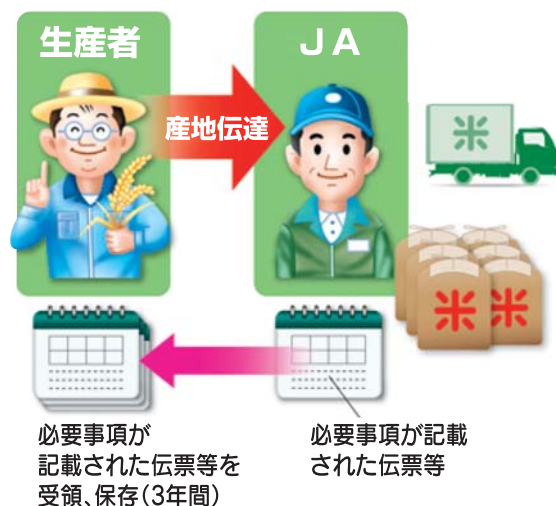
産地情報については、店員にお尋ねください。

Aレストランなどの外食店でも、産地情報を国名まで伝える必要があります。ただし、加工品は対象外で、米飯類だけです。メニューや店の中のどこかに産地名を掲示または「店員にお尋ねください」といった掲示でも大丈夫です。



Q作った米をJAに出荷する場合はどうすればいいのですか？

AJAに米を出荷されている農家の皆さんは、それで産地証明が伝わるので、特に伝票の作成は必要ありません。ただし、JAから出される出荷明細・入庫伝票等は3年間保存する必要があります。記載事項を満たしているそれらの伝票を保存することによって、生産者は定める出荷記録の作成・保存をすることになります。



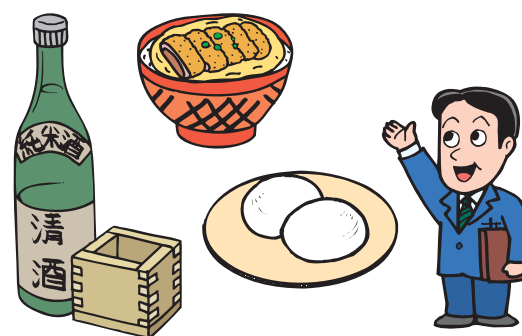
消費者は、食べている米や米加工品が国産か外国産か分かるようになる米の新しい法律が7月1日から施行されました。米トレサビリティ法(米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律)です。一部が2010年の10月に施行されて、7月1日に全面施行されました。

米取引の情報記録や伝達に関わる法律で、米の加工品を直売したり、農家レストランを開いたりしている農家の皆さんはしっかり対応しなければ、法律違反になってしまいます。これからは商品の素性が分かるようになり、安さだけでなく、食料自給率や環境配慮、農業振興につながる商品が消費者を選び、そうした商品の販売が活気づく好循環を生むことが期待されます。

米トレサビリティ法 Q&A

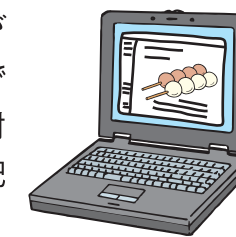
Qどんな加工品が対象ですか？

A米や米飯類はもちろん、餅、団子、米菓、清酒、みりん、米粉や米こうじ等です。



Q私は地元のお米でお団子を作って直売所に出しています。どんなことをする必要あるの？

A小売店で販売するものは、加工品を含めて消費者に産地を伝えることが義務となります。米の産地を直接商品に表示するか、電話やインターネットを通じて産地情報が得られることを明記する必要があります。法律上、産地は国名までとなっていますが、県名とか市町村とか、一般に知られている地名表記も認められています。



※米トレサビリティ法についての詳細は、農林水産省ホームページでご覧いただけます。